

事務連絡
令和8年4月24日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
健康・生活衛生局健康課

麻しん対策に関する各種資料の周知・活用について
（「保健所における麻しん対策・対応ガイドライン（第三版）」等）

平素より、感染症対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

麻しん（はしか）につきましては、感染力が極めて高く、重症化することもある感染症であり、我が国においては麻しん排除状態が維持されている一方、近年、海外流行地域からの輸入例等を契機とした発生が報告されております。

さらに、令和8年に入り報告数が増加し、令和2年以降最多となるペースで感染が拡大しており、更なる感染拡大防止に向け、自治体における体制整備及び的確な初動対応が重要です。

こうした状況を踏まえ、今般、「保健所における麻しん対策・対応ガイドライン（第三版）」（令和8年4月国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所応用疫学研究センター。以下「ガイドライン」という。）が別添1のとおり定められておりますので、下記の事項について、御了知願います。

また、「麻しんの感染拡大防止に向けた地方公共団体の皆様へのメッセージ」を別添2のとおり取りまとめましたので、下記の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

あわせて、麻しんの感染拡大防止に向け、国民一人一人に対して注意喚起及び協力を呼びかけることを目的として、

「麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ」を別添3のとおり作成し、公表・周知を行います。

貴自治体におかれては、本メッセージについても、住民への情報提供や広報等

において、適宜御活用いただきますようお願いいたします。

記

1. ガイドラインの改訂について

今般のガイドラインの改訂は、麻しん排除状態の維持を前提として、保健所における麻しん対策・対応が、近年の発生状況や実務上の課題を踏まえ、より円滑かつ的確に実施されるよう、内容の整理・充実を図ったものです。

貴管内の保健所職員をはじめ、関係部署・関係機関に対し、十分に周知の上、麻しん患者発生時及び平時の備えとして積極的に御活用ください。

【参考】国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイト

<https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/index.html>

2. 地方公共団体の皆様へのメッセージを踏まえた対応のお願い

「地方公共団体の皆様へのメッセージ」においては、以下の点について、貴自治体における御対応をお願いしています。

- ・受診体制
- ・積極的疫学調査
- ・ワクチン接種体制
- ・任意接種の対応可能医療機関の一覧化
- ・地方衛生研究所等における検査体制
- ・特定感染症検査等事業（麻しんの抗体検査）

3. 国民の皆様へのメッセージを踏まえた対応のお願い

「国民の皆様へのメッセージ」においては、以下の点についてお示ししていますので、住民への周知・広報の御対応をお願いします。

- ・麻しん（はしか）を疑う症状がある場合の対応
- ・自治体の疫学調査へのご協力
- ・ワクチン接種のご検討
- ・特にご注意いただきたい方々

本事務連絡及び別添資料について、貴管内の関係部局・関係機関への幅広い周知をお願いします。

【別添】

- 1 保健所における麻しん対策・対応ガイドライン（第三版）
- 2 麻しんの感染拡大防止に向けた地方公共団体の皆様へのメッセージ
- 3 麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ

【問合せ先】

- ・（感染対策全般について）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

電話番号：03(3595)2257

- ・（定期接種について）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

電話番号：03(3595)3287

- ・（保健所の体制整備について）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

電話番号：03(3595)2190